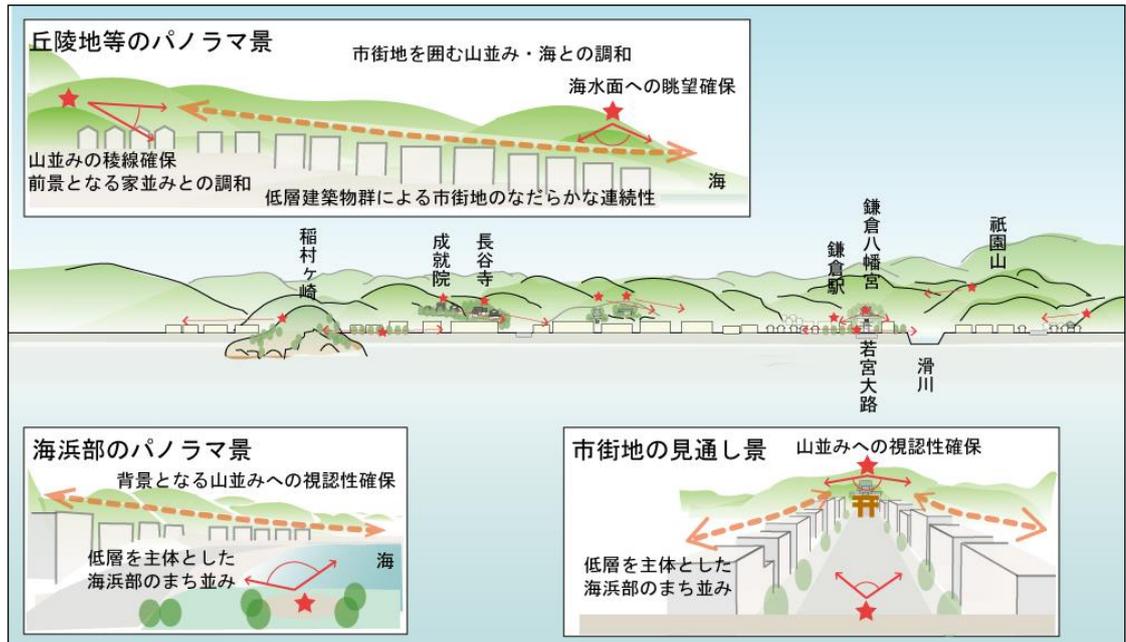


## 2) 景域別の眺望景観の保全・創出の方針

◇鎌倉市の景観構造や土地利用の状況等を踏まえ、古都景域と都市景域の2つの景域に大別し、眺望景観の保全・創出の方針を次のとおり示します。

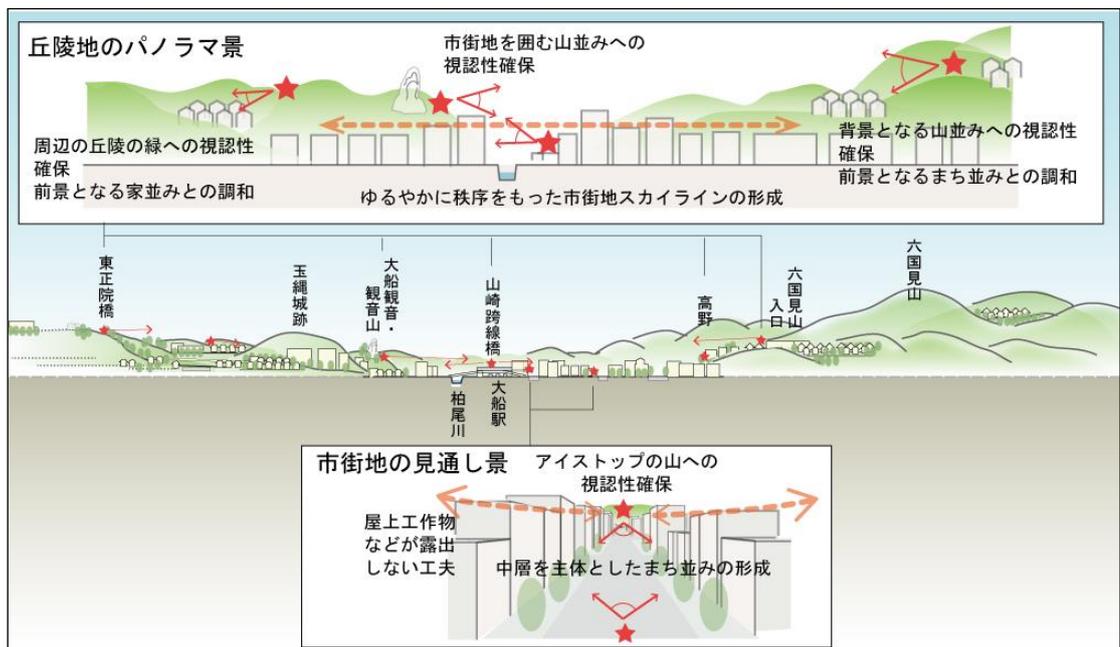
### (1) 古都景域

- ・古都景域においては、市街地の三方が山に囲まれ、一方が海に開けた地形を視覚的に認識できるように、丘陵の緑や海水面への眺望を確保します。建築物は、これら自然要素との調和に配慮するとともに、低層の建築物群が形成するなだらかなスカイラインの維持に努めます。



### (2) 都市景域

- ・都市景域においては、山並みの稜線への眺望を確保します。建築物は山並みとの調和に配慮するとともに市街地の建築物群が形成するゆるやかに秩序をもったスカイラインの形成に努めます。



### 3) 眺望景観の保全・創出のための配慮事項

◇眺望景観の保全・創出の方針を踏まえ、建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為等の行為における眺望景観への配慮事項を次のとおり定めます。

表 建築物及び工作物への配慮事項

配慮項目	配慮内容
眺望景観の基本となる 自然・地形等への視認性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山並みや緑の斜面として見える丘陵</li> <li>・相模湾（海岸線～水平線）</li> </ul>
眺望の対象となっている まち並みの秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一体的なまとまりとして視認される市街地のスカイラインから突出しないこと。</li> <li>・屋上工作物、ペントハウス等は眺望に配慮した位置、規模、色彩とし、やむを得ず設置する場合は目隠し等により修景すること。</li> <li>・屋根には高彩度色を用いず、周辺が勾配屋根を主体とした住宅地である場合は極力これに合わせること。</li> <li>・建築物の壁面が周辺に対して大規模となる場合は、分節化や前面への植栽により、単調で長大な壁面の露出を避けること。</li> <li>・眺望点周辺では戸建住宅のまち並みや、沿道のまち並み、駅周辺のまち並みなど眺望点から視認されるまち並みのまとまりに配慮し、周辺の建築物及び工作物と調和するよう努めること。</li> <li>・海浜部の眺望点周辺では、海岸線の連続性に対して、現状の低くならかなまち並みに配慮し、周辺の建築物及び工作物と調和するよう努めること。</li> </ul>
自然・地形等による 景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面や擁壁の形態意匠（造成時の法面・擁壁への緑化工法や表面の仕上げ等）は緑や自然の岩肌に違和感を与えないものとする。</li> <li>・丘陵の緑などを背景とする建築物及び工作物は周囲に植栽を施し、露出する部分は基調色以外であっても高彩度色や極端な高明度色・低明度色の使用を避けること（特に上部の塔屋や工作物、屋根等）</li> <li>・その他大船観音・山裾の社寺の大屋根、岬等、眺望景観の要素として重要な景観資源に近接して視認される場合、これらを阻害しないよう特に落ち着いた形態意匠とすることに努めること。</li> </ul>